

名古屋港管理組合公報

平成17年7月1日
(金曜日)
第354号

規則	
○名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表	2
監査公表	
○措置通知の公表	9
辞令	
○山田孝嗣	10
議命事項	
○6月定例名古屋港管理組合議会の結果	10
審議会事項	
○名古屋港審議会委員の任免	11
雜誌	
○名古屋港管理組合副管理者の任期満了	11
正體	
○公報第352号	11

規則

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成十七年七月一日
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十二号

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則
名古屋港ポートビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。
希望第二条の表中「海洋博物館」の下に「展望室」を加え、「展望室」を削り、同表駐車場の項を次のように改める。

駐車場	三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場及び一月一台を利用単位とする駐車場	無休
	一日につき一回一台を利用単位とする駐車場	毎月第二月曜日(法に規定する休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から翌年の一月一日まで

第十二条第二項中「受けようとする者は」の下に「第三項及び第四項に規定する場合を除き」を加え、同項ただし書きを削り、同項第二項中「管理受託者は」の下に「前項により」を加え、同項に次の二項を加える。

- 3 三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場(第十五条において「時間制駐車場」という。)を利用しようとする者は、入庫時に交付される駐車整理券(様式第九号)の受取をもつて、利用の許可を受けたものとみなす。
- 4 一日につき一回一台を利用単位とする駐車場を利用しようとする者は、入庫の際使用料の納付と引換えに交付される領収書の受取をもつて、利用の許可を受けたものとみなす。

す。
第十五条中「受けた者」の下に「(第十二条第二項及び第四項の規定により利用の許可を受けたものとみなす場合を除く。)」を加え、同項に次の二項を加える。
2 時間制駐車場の利用者は、出庫の際駐車整理券を提出し、駐車時間に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、使用料の納付に代えて、回数駐車券(様式第十号)を利用することができる。
3 前項の回数駐車券に係る使用料は、その発行と同時に納付しなければならない。
4 一日につき一回一台を利用単位とする駐車場を利用しようとする者は、入庫の際使用料を納付しなければならない。別表第一展望室の項中「午後六時三十分まで」を「午後五時まで」に、「午後六時まで」を「午後四時三十分まで」に改める。

別表第一施設の区分の項の次に次のように加える。

三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場	午前零時から午後十二時まで	入庫については午前八時から午後九時まで 出庫については午前八時から午後十一時まで
-----------------------	---------------	---

別表第五一一月一台を利用単位とする駐車場の表を別表第五二二月一台を利用単位とする駐車場の表とし、別表第五一一日につき一回一台を利用単位とする駐車場の表を別表第五二二日につき一回一台を利用単位とする駐車場の表とし、同表の前に次の二表を加える。

三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場

車両の種類	使用料の額
普通自動車	一 通常の場合 三十分までことに一〇〇円。ただし、二十四時間までことに一、〇〇〇円を上限とする。 二 回数駐車券による利用の場合 イ 三十分回数駐車券(十一枚) ロ つづり一、〇〇〇円 つづり一、〇〇〇円
	三 様式第九号(その一)を次のように改める。

様式第9号（第12条関係）



駐車整理券

備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に管理者が定める。

縦110mm(やせ11)や長い。

縦110mmや横110mmの長い。

様式第10号（第15条関係）

30分回数駐車券

1時間回数駐車券



回数駐車券



回数駐車券

駐車時間

30分につき有効

駐車時間

1時間につき有効

備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に管理者が定める。

附 頁

この規則は、平成十七年七月三十日から施行する。ただし、
第11条の表の改正規定（駐車場の項を改める部分を除く）及
び別表第一の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成17年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経営業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区分	収益額	提 供 施 設 量
上屋運営事業	663,885,819	一般使用 23棟 (91,093m ²)
		専用使用 20棟 (40,677m ²)
貯木場運営事業	145,348,154	一般使用 1か所 (455,450m ²)
		専用使用 7か所 (984,700m ²)
荷役機械運営事業	846,275,790	13基
ひき船運営事業	539,626,648	6隻

(注) 提供施設量は、平成17年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 貯木場整備事業

西部第2貯木場東側不法投棄対策整備工事を施工した。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南3号起重機電気設備改修工事を施工した。

ウ ひき船整備事業

金城ふ頭ひき船基地電気設備改修工事を施工した。

2 経理の状況

(1) 平成16年度予算に対する執行済額

区分	予算額 円	執行済額 円	備考
(収益的収入及び支出)			
施設運営事業収益	4,041,000,000	4,336,941,084	
施設運営事業費用	4,031,000,000	3,889,290,846	
(資本的収入及び支出)			
資本的収入	325,030,000	325,000,000	
資本的支出	1,669,400,000	1,634,821,782	資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,309,821,782円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,242,051円並びに過年度分損益勘定留保資金1,301,579,731円で補てんした。

(2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成17年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
19,395,531,169	35,840,433,392	335,235,907	固定資産	1,515,800,915	16,444,902,223	
17,319,655,578	33,434,474,055	335,235,907	有形固定資産	1,185,717,169	16,114,818,477	
215,875,591	220,959,337		無形固定資産	5,083,746	5,083,746	
1,860,000,000	2,185,000,000		投 資	325,000,000	325,000,000	
1,815,082,780	12,348,670,147	5,249,812,098	流 動 資 産	5,010,212,477	10,533,587,367	
1,277,493,774	6,153,546,851	2,493,846,261	現 金 ・ 預 金	2,344,111,003	4,876,053,077	
489,320,579	5,572,999,656	2,598,900,224	未 収 金	2,493,846,261	5,083,679,077	
15,118,427	15,118,427		貯 藏 品			
	400,000,000		短 期 貸 付 金		400,000,000	
33,150,000	207,005,213	157,065,613	そ の 他 流 動 資 産	172,255,213	173,855,213	
	5,094,502,337	2,542,012,743	流 動 負 債	2,842,025,730	5,432,340,023	337,837,686
	4,876,053,077	2,344,111,003	未 払 金	2,643,023,220	5,177,407,453	301,354,376
	218,449,260	197,901,740	そ の 他 流 動 負 債	199,002,510	254,932,570	36,483,310
	1,461,738,708	749,205,096	資 本 金		16,197,526,332	14,735,787,624
			自 己 資 本 金		6,613,983,515	6,613,983,515
	1,461,738,708	749,205,096	借 入 資 本 金		9,583,542,817	8,121,804,109
	104,584,743	104,584,743	剩 余 金		5,802,165,249	5,697,580,506
	156,265,963	156,265,963	資 本 剩 余 金		5,802,165,249	5,802,165,249
104,584,743	104,584,743		欠 損 金			
	156,263,286	156,263,286	施 設 運 営 事 業 受 益	2,254,437,722	4,337,127,380	4,180,861,417
	2,677	2,677	營 業 受 益	2,250,575,838	4,333,156,883	4,176,893,597
3,741,453,284	3,827,349,102	2,675,840,855	施 設 運 営 事 業 費 用	85,895,818	85,895,818	
3,395,651,116	3,481,546,934	2,510,946,540	營 業 費 用	85,895,818	85,895,818	
345,802,168	345,802,168	164,894,315	營 業 外 費 用			
24,952,067,233	58,833,544,392	11,708,372,662	合 計	11,708,372,662	58,833,544,392	24,952,067,233

3 平成17年度予算の概要

(1) 経営業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区分	収益額	提供施設量
上屋運営事業	1,192,971,000	一般使用 23棟 (91,093m ²)
		専用使用 20棟 (40,677m ²)
貯木場運営事業	388,889,000	一般使用 1か所 (455,450m ²)
		専用使用 7か所 (995,430m ²)
荷役機械運営事業	1,495,142,000	13基
ひき船運営事業	900,220,000	5隻

(注) 面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭南1号上屋屋根の改修を行うものである。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南1・2・3号起重機用監視装置の改修を行うものである。

(3) 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施設	事項	備考
事業量	上屋 43棟	一般使用許可面積 平方メートル 91,093	
		専用使用許可面積 平方メートル 40,677	
	貯木場 8か所	一般使用許可面積 平方メートル 455,450	
		専用使用許可面積 平方メートル 995,430	
	荷役機械 13基	使用時間 時間 15,466	
	ひき船 5隻	使用時間 時間 7,284	
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事 千円 357,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 施設運営事業	収益 4,080,000千円
第1項 営業 収益	4,076,995千円
第2項 営業外 収益	2,985千円
第3項 特別利益	20千円
支出	
第1款 施設運営事業	費用 3,867,000千円
第1項 営業費用	3,510,172千円
第2項 営業外費用	346,808千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,091,270千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,000千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,084,270千円で補てんするものとする。)。

収入			
第1款	資本的	収入	475,030千円
第1項	固定資産売却代金		10千円
第2項	寄附金		10千円
第3項	貸付金返還金		475,000千円
第4項	その他の資本的収入		10千円
支出			
第1款	資本的	支出	1,566,300千円
第1項	建設改良費		153,000千円
第2項	固定資産購入費		1,059千円
第3項	企業債償還金		1,412,241千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 567,550千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

名古屋港管理組合埋立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経営業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による135,524,876円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の198,210,449円である。

(2) 造成事業

ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、天白埋立地内において道路の整備を行った。

イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第7貯木場跡地において道路の整備、西部第1貯木場跡地において護岸の整備及び西部第2貯木場において埋立整備を行った。

ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、道路照明の取替等を行った。

2 経理の状況

(1) 平成16年度予算に対する執行済額

区分	予算額	執行済額	備考
(収益的収入及び支出)	円	円	
埋立事業収益	212,010,000	222,110,159	
埋立事業費用	416,990,000	377,965,081	
(資本的収入及び支出)			
資本的収入	3,793,000,000	3,864,361,845	
資本的支出	3,216,000,000	2,884,675,413	

(2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成17年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
1,987,210,370	2,117,819,615	812,083,979	固 定 資 產	125,464,686	130,609,245	
87,210,370	217,819,615	212,083,979	有 形 固 定 資 產	125,464,686	130,609,245	
1,900,000,000	1,900,000,000	600,000,000	投 資			
72,228,346,579	107,255,557,407	812,551,124	土 地 造 成	494,697,900	35,027,210,828	
786,679,778	786,679,778		完 成 土 地			
71,441,666,801	106,468,877,629	812,551,124	未 成 土 地	494,697,900	35,027,210,828	
5,899,540,488	24,804,313,534	13,055,831,066	流 動 資 產	11,521,901,668	18,904,773,046	
5,620,049,151	12,566,871,535	5,514,679,150	現 金 ・ 預 金	3,891,576,305	6,946,822,384	
268,111,937	8,510,392,386	5,557,699,603	未 収 金	5,514,679,150	8,242,280,449	
24,000	72,000		貯 藏 品	24,000	48,000	
	3,500,000,000	1,900,000,000	短 期 貸 付 金	1,900,000,000	3,500,000,000	
11,355,400	200,047,081	60,605,081	前 払 金	188,691,681	188,691,681	
	26,930,532	22,847,232	そ の 他 流 動 資 產	26,930,532	26,930,532	
			固 定 負 債	2,577,201,322	37,860,368,673	37,860,368,673
			前 受 金	2,575,283,322	37,839,741,673	37,839,741,673
			そ の 他 固 定 負 債	1,918,000	20,627,000	20,627,000
7,000,368,044	3,930,875,204		流 動 負 債	3,974,041,370	7,168,300,149	167,932,105
6,946,822,384	3,891,576,305		未 払 金	3,933,872,970	7,042,975,579	96,153,195
53,545,660	39,298,899		そ の 他 流 動 負 債	40,168,400	125,324,570	71,778,910
1,138,568,000	619,280,000		資 本 金	600,000,000	42,316,037,190	41,177,469,190
			自 己 資 本 金		31,933,437,190	31,933,437,190
1,138,568,000	619,280,000		借 入 資 本 金	600,000,000	10,382,600,000	9,244,032,000
382,126,424			剩 余 金		1,428,374,165	1,046,247,741
			資 本 剩 余 金		3,108,894	3,108,894
191,063,212			利 益 剩 余 金		1,234,202,059	1,043,138,847
191,063,212			欠 損 金		191,063,212	
2,692,688	2,692,688		埋 立 事 業 収 益	138,217,564	222,110,227	219,417,539
2,692,688	2,692,688		營 業 外 収 益	138,217,564	222,110,227	219,417,539
356,337,811	373,155,981	215,028,619	埋 立 事 業 費 用	16,818,170	16,818,170	
345,999,611	362,817,781	215,028,619	營 業 費 用	16,818,170	16,818,170	
10,338,200	10,338,200		營 業 外 費 用			
80,471,435,248	143,074,601,693	19,448,342,680	合 计	19,448,342,680	143,074,601,693	80,471,435,248

3 平成17年度予算の概要

(1) 経営業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料、その他特別利益等で472,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で446,000千円を予定している。

(2) 造成事業

南部地区においては、南部地区維持管理等を予定している。

西部地区においては、前年度に引き続き西部第7貯木場跡地の道路整備、西部第1貯木場跡地の地盤改良等、西部第2貯木場の埋立整備等を予定している。

南5区については、南5区維持管理等を予定している。

(3) 平成17年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	500,000立方メートル
護岸整備	300メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	埋立事業	収益		472,000千円
		外	内	
第1項	営業	外	内	221,173千円
第2項	特別	利	益	250,827千円
		支	出	
第1款	埋立事業	費	用	446,000千円
第1項	営業	費	用	339,660千円
第2項	営業	外	費	27,655千円
第3項	特別	損	失	68,685千円
第4項	予備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	資本的	収入		3,236,000千円
		外	内	
第1項	企業	債		400,000千円
第2項	埋立事業	収入		2,417,897千円
第3項	雑収入			399,016千円
第4項	固定資産売却代金			19,087千円
		支	出	
第1款	資本的	支	出	2,828,000千円
第1項	南部地区埋立事業費			28,500千円
第2項	西部地区埋立事業費			487,000千円
第3項	南5区埋立事業費			64,300千円
第4項	総係費			223,340千円
第5項	企業債費			1,258,243千円
第6項	他会計貸付金			750,000千円
第7項	雜支出			6,617千円
第8項	予備		費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 埋立整備事業

限 度 額 400,000千円

起債の方法 普通貸借又は債券発行

利 率 8.5%以内

償還の方法 政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 402,729千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名稱	数量	処分の態様
	土地	南部地区内	25,012平方メートル	譲渡
	土地	西部地区内	12,500平方メートル	譲渡

監査公表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成17年7月1日

名古屋港管理組合監査委員	波形 昌洋
同	深谷 憲彦
同	加藤 雄也

平成17年監査公表第1号分

指摘事項	措置
支出事務 超過勤務手当において、過支給となっているものがあった。 該当箇所 港営部	是正措置 過支給については、平成17年3月18日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。
特殊勤務手当において、未支給となっているものがあった。 該当箇所 建設部	是正措置 未支給については、平成17年3月16日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、各職種の業務内容を確認し、特殊勤務手当の支給に遺漏のないよう努めることとする。
在勤地出張に係る旅費において、支給不足及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 港営部、建設部	是正措置 港営部 支給不足については、平成17年1月25日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。
これらのことについては、今後このようなことがないよう確認方法の見直し等是正措置を講じられたい。	建設部 過支給については、平成17年2月18日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、支給すべき交通費をその都度確認し、適正額を支給することとする。

辞

令

新	旧	氏名
名古屋港管理組合副管理者		山田 孝嗣 (6月19日)

議会事項

6月10日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。

付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 議長選挙
加藤 徹 議員当選
- 2 副議長選挙
青山秋男 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任
企画総務委員会

中	神	川	貴	元
三	輪	野	博	史
鈴	木	芳	昌	裕
高	木	孝	ひろ	昌
うえぞの	うえぞの	ひろ	しげ	ゆ
服	部	部	鉢	よ
かとう	かとう	かとう	鉢	よ
田	河	田	臣	南
河	黒	中	佳	佳
黒	西	村	滉	滉
わしの	わしの	中	男	男
諸	隈	村	佳	佳
加	藤	尾	恵	恵
大	竹	川	修	修
渡	辺	尾	たか	たか
加	藤	田	子	子
伊	藤	田	身	身
奥	村	米	徹	徹
ば	ば	山	人	人
田	島	岡	し	し
米	島	波	ま	ま
山	田	浅	一	一
岡	口	立	忠	忠
波	地	郡	悠	悠
浅	形	青	二	二
立	井	山	こうしん	こうしん
郡	松	秋	之	之
青	司	山	明	明
	山	山	夫	夫

港営建設委員会

なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

- | | | | |
|----------------------|---------|------|-------|
| 企画総務委員会 | 委員長 | うえぞの | ふさえ |
| | 副委員長 | 鈴木 | 孝昌 |
| 港営建設委員会 | 委員長 | 奥村 | 悠二 |
| | 副委員長 | 田島 | こうしん |
| 4 名古屋港水族館特別委員会設置について | 可 | 決 | |
| | 閉会中継続調査 | | |
| 5 同特別委員会委員の選任 | | | |
| | | 中大神渡 | 川貴元 |
| | | 大竹野辺 | 正博まさし |

加	藤	一	登	裕	彦	昌	二
三	輪	芳	忠	孝	悠	ひろし	
伊	藤	木	木	木	ふ	さえ	
鈴	奥	村	木	ば	の	りこ	
	高	田	島	ば	鉦	臣	
		かとう					
		田	中	里	展	南佳之	
		米	田	清	邦	明夫	
		山	岡	地	節	滉男	
		河	黒	村	昌	洋子	
		波	波	川	たか	か子	
		西	形	節	か		
		わしの	尾	昌			
		浅	惠				
		立	子				
		諸	日				
		郡	出				
		青	井				
		加	松				
			誠				
			修				
			照				
			身				
			三				
			男				
			徹				

なお、委員長及び副委員長は、特別委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

委員長	加藤	徹
副委員長	青山	秋男

- | | | | |
|----|------------------------|------|---|
| 6 | 副管理者選任の同意について | 同 | 意 |
| 7 | 監査委員選任の同意について（組合議会議員） | 同 | 意 |
| 8 | 監査委員選任の同意について（愛知県監査委員） | 同 | 意 |
| 9 | 名古屋港ポートビル条例の一部改正について | 原案可決 | |
| 10 | 各常任委員会における閉会中の継続調査について | 可 | 決 |
| 11 | 議員派遣について | 可 | 決 |

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

立 松 誠 信 (6月13日)

久 野 浩 平 (同)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

加 藤 徹 (6月17日)

青 山 秋 男 (同)

雑報

名古屋港管理組合副管理者染谷昭夫は、平成17年6月18日任期満了した。

正誤

平成17年6月1日公報第352号3ページ告示第21号財産の状況表中、物品「429件」は「424件」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合